

(公印省略)

介護第0612002号

令和2年6月12日

各 地域密着型通所介護事業所
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所 管理者殿

宇佐市介護保険課長

**「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第12報）」における宇佐市の取扱いについて（通知）**

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月1日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（以下、「第12報」という。）について、別紙のとおり大分県から具体的な取扱いが示されました。本市においても県に準じ、下記のとおり取り扱いますので、ご確認ください。

記

1 本市における取扱い

(1) 適用の開始について

令和2年6月1日サービス提供分からの適用とします。

(2) 利用者の同意について

第12報により算定を行う場合は、事前に利用者からの同意を書面で得てください。

なお、6月サービス提供分については、月途中で同意を得た場合でも、当月サービス提供分について同意を得ることにより、同意日前の期間も含めた算定を可能とします。

2 通所系サービス費の請求に係る届出について

第12報により示された通所介護費等の請求方法を適用するにあたり、新たに延長加算を算定する事業所については、次のとおり届出書の提出が必要となりますので、期限までに必要書類を宇佐市介護保険課まで郵送又は持参にて提出してください。

※通所介護相当サービス事業所は第12報の取扱いの対象外です。

(1) 対象事業所

地域密着型通所介護事業所又は(介護予防)認知症対応型通所介護事業所であって、次のいずれかに該当する事業所

(ア) サービス提供時間が「7時間以上8時間未満」かつ時間延長サービス体制が「対応不可」の事業所

(イ) サービス提供時間が「8時間以上9時間未満」かつ時間延長サービス体制が「対応不可」の事業所

(2) 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況表

※ 届出書の特記事項欄に、今回の届出が介護保険最新情報 Vol.842 に基づく、臨時的な取り扱いによるものである旨がわかるように記載してください。

(記載例)

	変更前	変更後
特記事項	時間延長対応不可	時間延長対応可 ※新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的取扱いによるもの

(3) 提出期限

令和2年6月22日(月)必着

※1 6月又は7月サービス提供分から算定する場合、上記提出期限までに提出してください。

※2 8月以降に新たに延長加算を算定する場合、従来どおり、算定する月の前月の15日までに提出してください。(例：8月1日から算定する場合、7月15日までに提出)

3 留意事項

(1) 第12報により算定を行う場合は、必ず介護支援専門員と連携し、以下の点に御留意ください。

ア 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ってください。

イ 第12報の取扱いを実施することにより、区分支給限度基準額の取扱いに変更はありません。

ウ 第12報の取扱いにおける請求に当たっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票、サービス利用票(別表)及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があります。

なお、サービス利用票を変更する場合は、利用者からの同意を得てください。

(2) 本取扱いを終了する場合は、改めてお知らせします。

担当:介護給付係

電話:0978-27-8149(直通)